

【前田利家】  
加賀中納言殿

二月九日。豊臣秀吉、前田利家・徳川家康二人をして、會津城主蒲生氏郷卒後の租納を監せしむ。

【妙覺寺文書】 山城

二二〇九

鶴千代臺所入之儀、氏郷如相定可仕候。代官前之事入念遂算用、江戸大納言・加賀中納言兩人に見せ候て、其上民部卿法印・淺野彈正少弼を以可申上候。傍輩をかへりみ於令用捨者、兩三人可爲曲言候。猶家康・利家可申候也。

（文祿四年）  
二月九日

（豊臣秀吉）  
朱印

蒲生四郎兵衛尉殿

町野左近助殿

玉井數馬助殿

（蒲生氏郷は二月七日卒去せり。）

三月六日。豊臣秀吉、前田利家に、近江今津・弘川二邑を與ふ。

【國初遺文】

二二一〇

近江國高島郡今津西濱九百貳拾八石四升、同弘川之内九百三拾六石五斗三升、都合千八百六拾四石五斗七升之事上下之爲宿所令扶助訖。全可領知者也。

文祿四年三月六日

（豊臣秀吉）  
朱印

（前田利家）  
加賀中納言どのへ

四月廿一日。前田利家、小林重昌に、飛驒白川への輸出来に關して告ぐ。

【小林文書】

二二一一

一、飛驒白川へ入米付、金澤に在之、彌商賣之者をかたらい可申付旨、尤ニ候。相應 [ ] 上候て、則米にて請取、金壹枚ニ銀壹枚相副、當座 [ ] に可上之事。

一、金子は可爲京判候。金銀其月之未進有之ば、藏より米請取事無用之事。

一、白川入米并しほ・あい物をも、長田屋と半分／＼に可仕候。米請取候とも半分／＼に仕、金銀をも其分に可上候事。

文祿四

卯月廿一日

（前田利家）  
ちぐぜん 在印

小林彌六左衛門

【小林文書】

二二一二

一書之通逦披見候。白川へ藏米、金子四枚分請取遣之由尤ニ候。彌以だちんの事ハ、茂住のなみも可有之候間、其分ニ可申付候よし、米入次第可遣事專ニ候へば、長兵衛かたより可申聞候也。

文祿四

六月廿九日

（前田）  
家 在判

小林彌六左衛門

（第二通はこれを合叙す。）

五月五日。前田利家、豊臣秀吉の子おひろひ頼秀に太刀・馬を贈る。

【前田家文書】

二二一三

かへすんめめでたく一しほうれしくおもひまいらせ候。  
（淀殿）  
おかゝさまへ事づて申候べく候。

六月十六日。前田利家、在能登の三輪吉宗に、淺野幸長がその地に移り住せんとすることを告

しうぎとして、かゞの中なんご、小とにたちむま給候。ゆ  
く久しくとゆわぬまいらせ候。御ゆかし候ま、やがて  
參候て御物がたり可申候。かしく。  
（文祿四年之）  
五月五日

（この消息は秀吉の自筆にして、宛名を缺けり。利家は文祿三年四月權中納言に任じ、五月二十日之を辭し、慶長元年五月八日大納言に進めり。而して文祿三年五月五日には秀吉・利家共に有馬に、おひろひは大坂に在り、四年五月五日には秀吉は大坂に、おひろひは伏見に在りて、利家は四月十日亦伏見に在りたるが故に、その地よりおひろひの使者として大坂に派せられたるなるべし。慶長元年五月五日は秀吉・おひろひ共に伏見に在るが故に論なし。然らば加賀の中納言といへるは、實は前中納言の意なり。）